

平成 29 年第 2 回都城市議会定例会付議事件名表（議員提出議案）

番 号	件 号 名	頁
3号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2分の 1 復元をはかるための、2018 年度政府予算に係る意見書案	1
4号	核兵器禁止条約締結にむけた交渉会議への日本政府の参加についての意見書案	3

議員提出議案 第3号

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかる
ための、2018年度政府予算に係る意見書案

提出先	衆議院議長	参議院議長
	内閣総理大臣	総務大臣
	財務大臣	文部科学大臣
	厚生労働大臣	内閣府特命担当大臣

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の意見書提出につき、別紙のとおり
都城市議会会議規則（都議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出しま
す。

平成29年6月28日提出

提出者	都城市議会議員	<u>福島勝郎</u>
賛成者	〃	<u>神脇清照</u>
賛成者	〃	<u>児玉優一</u>
賛成者	〃	<u>下山隆史</u>
賛成者	〃	<u>音堅良一</u>
賛成者	〃	<u>森りえ</u>
賛成者	〃	<u>永田照明</u>
賛成者	〃	<u>黒木優一</u>
賛成者	〃	<u>榆田勉</u>
賛成者	〃	<u>西川洋史</u>
賛成者	〃	<u>蔵屋保</u>

都城市議会議長 荒神稔様

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、
2018年度政府予算に係る意見書

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちの豊かな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。そのためには教職員定数改善などの施策が最重要課題となっています。(公財)連合総合生活開発研究所の教職員の働き方・労働時間に関する報告書では、7～8割の教員が一月の時間外労働が80時間(過労死ライン)となっていること、1割がすでに精神疾患に罹患している可能性が極めて高いことなどが明らかにされました。明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるよう長時間労働の是正が必要であり、そのための教職員定数改善が必要です。

しかしながら、第7次教職員定数改善計画の完成後10年もの間、国による改善計画のない状況が続いています。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要です。一人ひとり子どもたちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、教職員定数改善が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、国の施策として定数改善にむけた財源を保障し、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

子どもの学ぶ意欲・主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠です。こうした観点から、2018年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう強く求めます。

記

1. 子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年6月28日

宮崎県都城市議会

議員提出議案 第4号

核兵器禁止条約締結にむけた交渉会議への日本政府の参加についての
意見書案

提出先

衆議院議長	参議院議長
内閣総理大臣	総務大臣
外務大臣	内閣官房長官

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の意見書提出につき、別紙のとおり
都城市議会会議規則（都議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出しま
す。

平成29年6月28日提出

提出者	都城市議会議員	<u>畑中 ゆう子</u>
賛成者	〃	<u>江内谷 満義</u>
賛成者	〃	<u>広瀬 功三</u>
賛成者	〃	<u>児玉 優一</u>
賛成者	〃	<u>永田 照明</u>
賛成者	〃	<u>筒井 紀夫</u>

都城市議会議長 荒神 稔 様

核兵器禁止条約締結にむけた交渉会議への日本政府の参加についての 意見書

第71回国連総会は昨年12月、核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議を、賛成113、反対35、棄権13で採択しました。この決議に基づく核兵器禁止条約締結にむけた交渉会議は、歴史上はじめて核兵器禁止を主題に据えた画期的な国際会議であり、2017年6月15日から7月7日までこの会議の第2会期が開催されています。

核兵器は、人間や環境に及ぼす壊滅的な影響が広く知られているにも関わらず、包括的かつ普遍的な形での違法化が依然としてなされていない唯一の大量破壊兵器であります。核兵器の廃絶は世界の流れであり、全世界的な人類の願いとなっています。

日本政府はこれまでも、国連や軍縮協議の場で「唯一の戦争被爆国」として、核兵器のない世界の実現のために役割を果たすと、繰り返し述べてきました。「生きているうちに核兵器の廃絶を」との被爆者の声、核兵器のない世界を求める国民の願いにこたえるために、その誓約に相応しい行動をとることが強く求められています。

また、162か国・地域の7200以上の都市が加盟する平和首長会議は3月14日、「交渉に参加の意向を示していない核保有国及びその核の傘の下にある国々に対しては、この交渉に積極的に参加することを強く要請します。」とする公開書簡を発表しました。

よって、国におかれましては、今年行われる核兵器禁止条約締結にむけた交渉会議に日本政府として参加されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年6月28日

宮崎県都城市議会